

日本ユニシスグループ

UNISYS

# CSRレポート 2016

## 分野別 2015年度 パフォーマンス報告

### 組織統治



Foresight in sight

## 組織統治

組織統治 .....	1
コーポレート・ガバナンス .....	1
内部統制 .....	6
コンプライアンス .....	7
グループ・コンプライアンス基本方針 .....	7
日本ユニシスグループ役職員行動規範 .....	7
コンプライアンス推進体制 .....	8
コンプライアンス教育・啓発活動 .....	9
政治寄付ロビー活動 .....	10
コンプライアンス状況の点検・監査 .....	10
リスク管理 .....	11
日本ユニシスグループのリスク管理 .....	11
リスク管理体制 .....	11
事業等のリスク .....	12
事業継続計画 BCP .....	13
日本ユニシスグループの事業継続計画 .....	13
日本ユニシスグループの BCP の取り組みの経緯 .....	14
基本方針 .....	14
発災時の対応と災害対策本部 .....	15
顧客サービスの継続 .....	17
その他の防災対策 .....	18

## 組織統治

持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくためには、実効的なコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制構築が不可欠であり、その強化に努めています。

- [コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則](#) > [PDF] (206KB)  
[http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal\\_control\\_rules.pdf](http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf)
- [コーポレート・ガバナンス報告書](#) > [PDF] (590KB)  
<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/governance-report20161104.pdf>
- [業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）](#) > [PDF] (454KB)  
<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf>

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレートガバナンス）が不可欠であり、日本ユニシスはその構築および維持ならびに不断の改善を行います。

また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

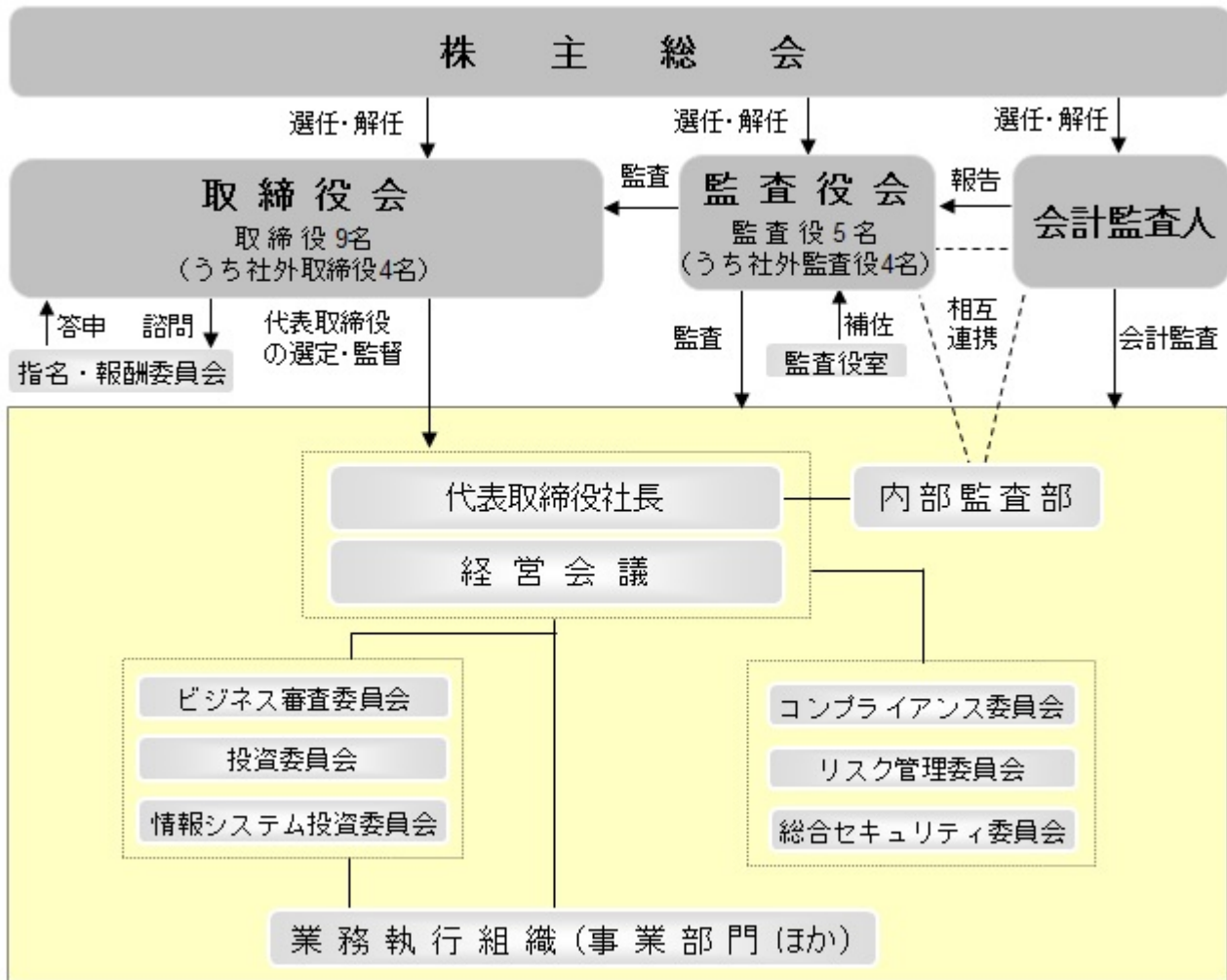
### コーポレート・ガバナンス体制

日本ユニシスでは、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。取締役会については、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した社内取締役（5名）を中心とし、(1)豊富な企業経営経験等を日本ユニシスの経営に活かしていただくこと、(2)社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、(3)実効性ある経営監督機関となっていただくこと、この3点が期待できる社外取締役（4名）を選任しています。

これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

(2016年6月29日現在)

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】



※上記のほか、当社では諮問機関として、CSR委員会及びMOT(Management of Technology)委員会を設置しております。

## 取締役会

取締役会は社外取締役 4 名を含む取締役 9 名で構成され、原則として毎月開催しています。取締役会では、日本ユニシスの経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を 1 年としています。

2015 年度の実績として、取締役会の開催状況ですが、年間 11 回開催し、経営に関するさまざまな議論を交わしました。社外役員の出席状況は、社外取締役が 87.5%、社外監査役が 93.2%となりました。

### 指名・報酬委員会の設置

日本ユニシスでは、日本ユニシス役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として、少なくとも 1 名の独立社外取締役を含む複数名の取締役により構成される「指名・報酬委員会」を設置しています。

### 取締役会の構成



### 取締役会の実効性評価

日本ユニシスは、取締役および監査役全員を対象に2015年度の実績として、取締役会の構成、運営、審議状況等に関するアンケートを行い、その結果をもとに取締役会において審議のうえ、取締役会の実効性評価を実施しました。その結果、取締役会の人数ならびにメンバー構成における知識・経験・能力のバランスは妥当であること、取締役会は適切に運営され、そこでの議論を通じ、経営陣に対する実効性のある監督が行われていること、また、監査役体制も充実していることが確認されました。今後は、社外取締役への情報提供の一層の拡充、取締役のトレーニング強化、および、社外役員と社内役員とのコミュニケーションの充実等を図ることも確認されました。日本ユニシスは、今後も毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、さらなる向上に努力していきます。

## 監査体制

監査役会は社外監査役 4 名を含む 5 名で構成され、そのうち 3 名は常勤監査役として執務しています。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行および内部統制システムに関わる監査を行っています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、監査役室の要員の専任化を行い、監査役の職務遂行を補佐しています。

2015 年度の監査役会は、年間 13 回開催しました。社外監査役の出席状況は、90.4%となりました。

## 内部監査

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、代表取締役社長直属の日本ユニシス社内組織として、内部監査部を設置しています。

## 業務執行体制

- 経営会議

業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っています。

- 各種委員会

取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（ビジネス審査委員会、投資委員会、情報システム投資委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会）を設置しています。

また、諮問機関として、CSR 委員会および MOT（Management of Technology）委員会を設置しています。

- 執行役員制度

経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図っています。

## 役員報酬

- 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a) 固定的な月額報酬、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、および c) 株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役については、業績との連動は行わず固定的な月額報酬のみを支給しています。具体的な報酬額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

月額報酬額は、1993 年 6 月 25 日開催の第 49 回定時株主総会において月額 35 百万円以内と決議しています。取締役賞与は、2016 年 6 月 28 日開催の第 72 回定時株主総会において、総額年 1 億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の 0.5%を支給基準とする旨決議しています。



- 業績連動型報酬

業績連動型報酬については、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2012 年度より、「業績連動型報酬制度」の考え方にに基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。

- 監査役の報酬等について

独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。

監査役の報酬額は、2006 年 6 月 22 日開催の第 62 回定時株主総会において月額 8 百万円以内と決議しています。

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数（2015 年度）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を 除く。)	219	198	21	-	6
監査役(社外監査役を 除く。)	28	28	-(注)1	-(注)1	1
社外役員	80	80	-(注)1	-(注)1	9

(注) 1. 監査役および社外役員は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 内部統制

日本ユニシスグループでは、内部統制の目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

### 業務の有効性および効率性の向上

日本ユニシスグループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

### 財務報告の信頼性確保

日本ユニシスグループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しています。

### 事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）

日本ユニシスグループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

### 資産の保全（リスク管理）

日本ユニシスグループでは、事業活動を行ううえで、さまざまなリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。このため、日本ユニシスグループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー（CRMO）を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど約 130 のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しています。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または各委員会などからリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「対策会議」または「対策本部」を招集・設置し的確に対処する体制を敷いています。



## コンプライアンス

企業が社会的責任を果たしていくうえで、法令、社会規範、社内規則を遵守し、倫理的な事業活動を行うことは、最も基本的なことです。

当社グループでは、役員および従業員が守るべきコンプライアンスに関する基本方針を定め、これに基づき、組織体制や相談、報告を行うコミュニケーション・ルートを規定した「グループ・コンプライアンス基本規程」を制定するなど、グループ全体でのコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

### グループ・コンプライアンス基本方針

当社グループは、社会を構成する一員として、国内外の法令を遵守するとともに、高い倫理観の下、社会規範に則り行動し、もって健全かつ透明なビジネス活動を行います。

また、当社グループは、すべての関係者の人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしません。

当社グループは、この基本方針を徹底するため、企業風土の継続的な改善に努めるとともに、不正防止および責任体制の確立に取り組むことを宣言します。

### 日本ユニシスグループ役職員行動規範

当社グループでは、当社グループ役職員が遵守すべき基本理念、業務に関連する主な法令・社内規程等の趣旨や困ったときの報告・相談方法などを簡潔にまとめた役職員行動規範・役職員行動規範細則を制定の上周知徹底し、コンプライアンスの実効性向上を図っています。



日本ユニシスグループ役職員行動規範 表紙

[日本ユニシスグループ役職員行動規範 Ver.1.0 \(2016年5月\) >](http://www.unisys.co.jp/csr/governance/pdf/kodokihan.pdf)

<http://www.unisys.co.jp/csr/governance/pdf/kodokihan.pdf>

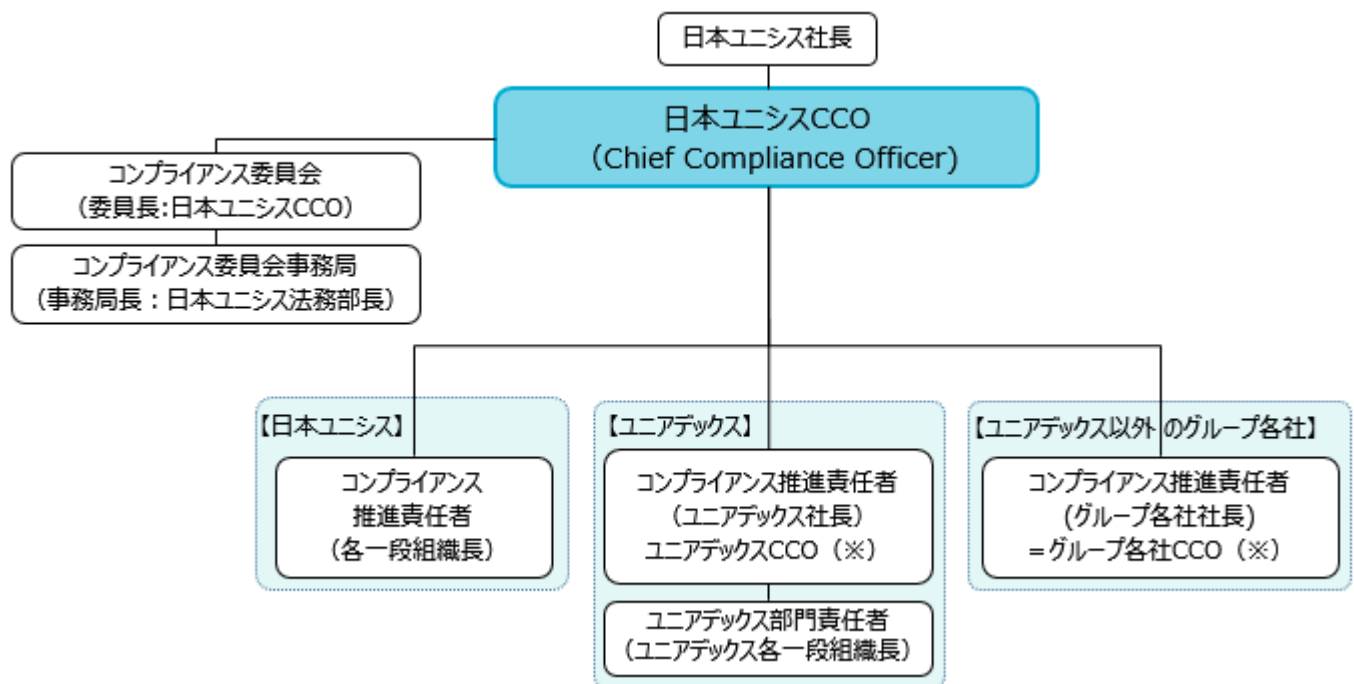
## CCO メッセージ

1. はじめに
  - ・ 役職員行動規範とは
  - ・ 役職員行動規範の適用対象
  - ・ 迷ったときのヒント
  - ・ 迷ったらすぐに報告・相談を！
  - ・ 不利益取扱いの禁止
2. 役職員行動規範
3. 役職員行動規範細則

## コンプライアンス推進体制

日本ユニシスグループ各社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の選任をはじめとした基本方針に則ったコンプライアンス・プログラムを設定し、積極的なコンプライアンス活動を実践するとともに、グループ全体で統一、連携したコンプライアンス・プログラムの推進を図っています。

### コンプライアンス推進体制図



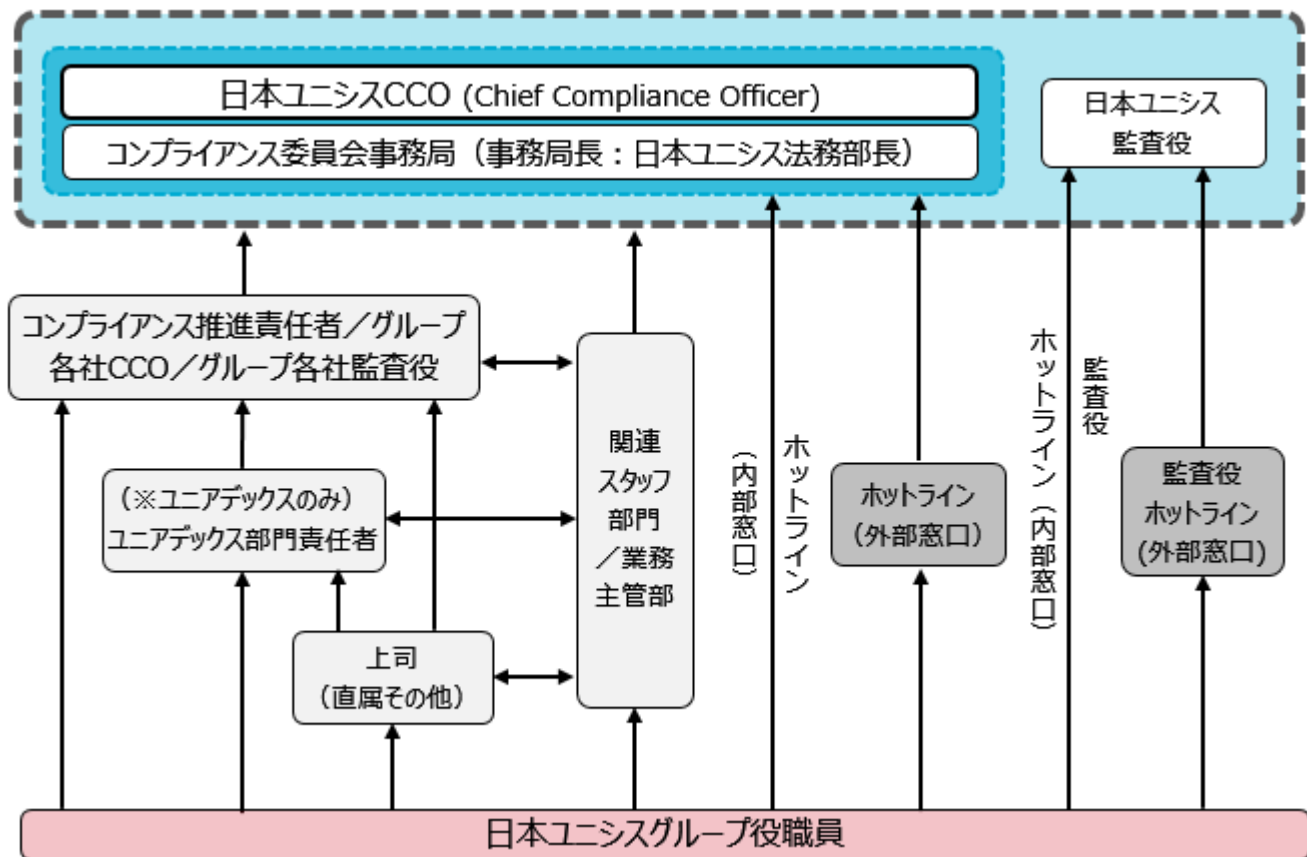
※コンプライアンス推進責任者は、自社におけるグループ会社 CCO を選任し、自社においてコンプライアンス推進を図る役割を委嘱することができます。

## コミュニケーション・ルート（内部通報制度）

当社グループの役員・従業員が業務を行っていく上で、コンプライアンスに関して疑問に思うこと、不安に思うことが発生した場合の報告・相談（通報）ルートとしてコミュニケーション・ルートを定めています。従業員などは、相談、報告の内容に応じて、適切なルートを自分で選択することができます。

また、これらの報告、相談を行った者（通報者）がそれにより不利益を受けないよう、会社は最善の配慮を行うよう定め、通報者の保護を図っています。さらに、通報者の行為に対して不利益な取り扱いを行った役職員に対しては、懲戒処分などの厳正な対応を行うよう定めています。

### 報告・相談（通報）ルート図



## コンプライアンス教育・啓発活動

当社グループの役員・従業員すべてに対してコンプライアンスに関する具体的な行動規範を示した「日本ユニシスグループ役職員行動規範」の周知をはじめ、各種研修会の実施、イントラネット・e ラーニングによる教育システムを通して、継続的な教育・啓発活動を実践し、コンプライアンスの浸透と徹底を図っています。

グループ全役職員を対象とした2015年度のコンプライアンスeラーニング研修の受講率は、99%でした。

## 政治寄付ロビー活動

政治団体などへの寄付金の支出については、稟議制度により事前に承認を得ることとしています。

## コンプライアンス状況の点検・監査

2年に1度、全役職員を対象に意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透状況を測っています。この意識調査によって、コンプライアンスを推進する上での課題を抽出し、改善を図ることとしています。

## リスク管理

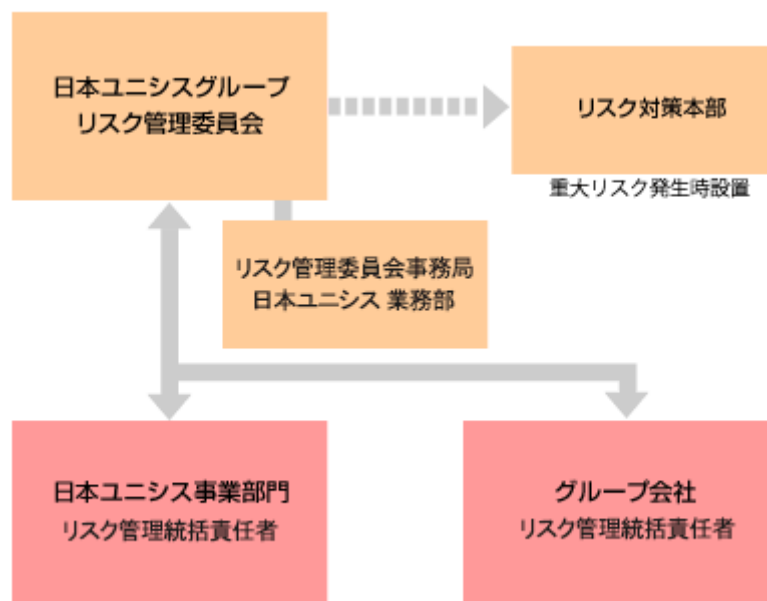
### 日本ユニシスグループのリスク管理

長期継続的に企業価値を最大化するためには、企業を取り巻くリスクに迅速かつ適切に対応することが重要です。当社グループは、さまざまなリスクへの対応策を講じることを主な目的とした「リスク管理委員会」を設置しています。また各部門、各部、各グループ会社の組織長は自部門のリスク管理のための役割・責務を担い、重大なリスク発生時には被害を最小化し、事業継続のために、全社員が一体となって危機対応が行える体制を整えています。

### リスク管理体制

グループ全体のリスク管理を統括するため、チーフ・リスク・マネジメント・オフィサーを委員長とする「リスク管理委員会」を日本ユニシスに設置しています。

リスク管理委員会では、リスクをグループ全体で一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備。現在、戦略リスク、事業系オペレーショナルリスク、管理系オペレーショナルリスク、事故・災害リスクなど約 130 項目のリスク管理項目に分類しています。各リスク管理項目に対しては、当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会などが管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を策定し対応しています。万一の重大リスク発生時には、発生部署または各委員会などからリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「対策会議」または「対策本部」を招集・設置し的確に対処する体制を敷いています。



## 事業等のリスク

リスク管理の対象となる項目を、以下のカテゴリーに分類し、各項目についてリスクを未然に防止する諸施策を講じるとともに、対応状況を一元的に管理しています。

- (1) 経済動向および市場環境による影響
- (2) プロジェクト管理に関するリスク
- (3) システム障害に関するリスク
- (4) 投資判断に関するリスク
- (5) 情報管理に関するリスク
- (6) 高度技術者の確保
- (7) 知的財産権に関するリスク
- (8) 調達にともなうリスクおよび重要な取引先との関係
- (9) 為替変動リスク
- (10) コンプライアンスに関するリスク
- (11) 自然災害等のリスク

[事業等のリスク：詳細は、日本ユニシスグループの IR サイトへ >](http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/risk.html)

<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/risk.html>



### 日本ユニシスグループの事業継続計画

情報システムは、今や電力、水道、ガスなどと同様に、社会機能を維持するための重要なライフラインと言えます。当社グループは、お客様の情報システムの安定稼働を支える ICT 企業として、2006 年度から BCP プロジェクトにて事業継続活動に取り組んでいます。BCP プロジェクトは、事業継続担当の役員 3 名を中心に、支社支店を含めたグループ全社 110 名を超えるメンバーで構成し、平時には、BCP/BCM を推進し、策定した計画の見直しと改善を継続する活動の中で、災害を想定した机上訓練、安否確認訓練、徒歩帰宅訓練、および防火・防災などの各種訓練を定期的を実施しており、有事の際には速やかに災害対策本部として活動を開始します。

日本ユニシスグループにおける BCP の対象リスクは、以下の 4 つです。

- 首都直下地震
- 本社ビル火災
- 情報システムの重大障害
- 新型インフルエンザの大流行

当社グループでは、東日本大震災の経験と政府の首都直下地震および南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを受け、さらに確実な事業継続を目指し、より実効性の高い施策を検討するなどの取り組みを続けています。BCP 対象リスクについては、結果事象型の考え方を取り入れ、より幅広いリスクに対応することを検討しています。

## 日本ユニシスグループのBCPの取り組みの経緯

2006年4月	BCPプロジェクト活動開始。当初は首都直下地震対策を推進
2007年5月	本社災害対策本部机上訓練実施（以降、継続的に実施）
2007年6月	「事業継続計画」承認・発効（以降、毎年見直し・改訂実施）
2008年4月	徒歩帰宅訓練開始（以降、重要業務担当者を中心に業務として定期的に実施）
2008年10月	本社エレベータ内に閉じ込め時向け非常用ボックスを設置
2008年12月	全社安否訓練実施（以降、定期的に実施）
2009年3月	本社緊急地震速報訓練実施（以降、定期的に実施）
2011年6月	「事業継続計画」改訂実施
2012年5月	BCPプロジェクト/本社災害対策本部の体制強化
2013年	BCPプロジェクトにてBCP施策の実効性向上策を検討、事業継続対象リスクの見直し、BCP基本方針の見直し
2014年	想定外事態発生時の意思決定方針をさらに明確に規定
2015年	本社災害対策本部顧客対応班にて災害時用ポータルサイトを活用した訓練を実施

## 基本方針

当社グループは、大規模災害、新型インフルエンザなどの事業継続を困難とする重大リスク発生時にも、人の生命と安全の確保を前提としつつ、国・地方自治体の命令・要請などを踏まえながらお客様システム、ネットワークへのサービスなど、重要事業を継続し、企業としての社会的責任を果たすことを基本方針としています。

### 一斉帰宅抑制の方針

当社グループは、勤務時間帯の発災の場合、国・自治体の帰宅困難者問題への取り組みへの協力と社員の安全確保のために、帰宅ルートの安全が確認されるまで事業所内に留まることを基本方針とし、備蓄その他の施策を策定しています。本社地区においては、東京都帰宅困難者対策条例に則り、一斉帰宅の抑制に協力いたします。2011年3月の東日本大震災当日においても、社員はもちろん、当社へ訪問されていた多くのお客様にも翌朝交通機関の復旧まで館内に留まっていただき、水と簡単な食糧および毛布などをご提供しました。

## 発災時の対応と災害対策本部

### 1. 発災時の対応推移

首都直下地震が発生した場合は、日本ユニシスグループ本社（江東区豊洲）に日本ユニシスグループ本社災害対策本部（以下、本社災害対策本部と略します）を設置します。しかしながら、その設置と活動開始には時間がかかるものと考えられるため、発災当初は関西支社に災害対策本部（関西災害対策本部と略します）を設置し、初動の対応を行いません。

レベル	状況	対応
0	震度6弱以上の首都直下型地震発生	関西に災害対策本部を設置、初動対応を行なう
1	余震も落ち着き、本社災害対策本部員の参集可能	本社に災害対策本部を設置 関西対策本部から情報の引継ぎ、対応開始
2	電話、ネットワークなど一部復旧、 交通機関も一部運転開始	お客様システムの復旧に必須の社内重要業務の復旧
3	一時間程度の徒歩により出社可能	社会インフラを担うお客様などのシステム、 ネットワーク復旧
4	ほぼ平常どおりに出社可能	全てのお客様システム、ネットワークの復旧

### 2. 関西災害対策本部

震度 6 弱以上の首都直下地震発生の場合は、関西支社の独自判断により関西災害対策本部を設置し、主に以下の初動対応を行いません。本社地区の被害の状況によっては、本社災害対策本部の役割（3 参照）も担います。

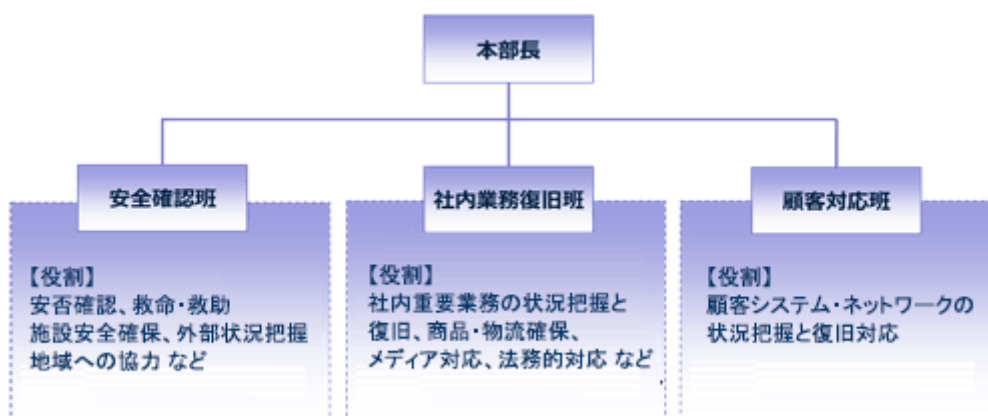
- 従業員・役員の安否確認の状況把握
- 首都圏の主な事業所の状況確認
- 首都圏全般の被害情報（火災、道路、橋梁など）の収集
- 本社対策本部設置場所判断材料の収集と本社本部長への報告
- 本社対策本部召集
- 関連情報の事業部・他支社店責任者への伝達

### 3. 本社災害対策本部

首都圏の交通機関が一部開通し、ある程度の徒歩を前提に出社が可能な状況になると、本社災害対策本部が召集されます。本社災害対策本部長は、リスク管理担当役員など 3 名が務めます（継承順位が予め決められています）。本社災害対策本部の主な役割は以下のとおりですが、本部を構成する組織ごとに詳細の役割が定義されています。

- 従業員・役員の安否確認の状況把握
- 首都圏の主な事業所の状況確認
- 首都圏全般の被害情報（火災、道路、橋梁など）の収集
- 被害状況に応じた本社災害対策本部メンバーの招集
- 本社内環境維持および救命・救護
- 被災に対する全般的な対応策の決定および各班への指示
- 社外（マスメディアなどを含め）への当社グループ状況の報告
- 必要な資源調達申請の承認
- 支社支店（とくに関西支社）と連携し、被害の早期復旧の推進
- 本社災害対策本部の解散

本社災害対策本部の体制は以下のとおりです。



## 4. 自衛消防隊

2009年に改正された「消防法」では事業所の自衛消防隊は地震などの災害が発生した場合にも一定の防災活動の役割を担うこととなりました。これを機会に当社グループでは、事業所内の従業員や訪問者の安全確保、災害対策本部との連携など自衛消防隊の役割を明確に規定しました。

## 顧客サービスの継続

当社グループがサービスを提供しているお客様の情報システムやネットワークが地震で被害を受けた場合、いち早く復旧してお客様の業務を継続していただくことは当社グループの社会的使命と考えています。このような考え方のもと、東日本大震災においてもいち早く復旧活動を行いました。

### 1. 復旧の優先度の考え方

首都直下地震の場合は、被害地区に多くのお客様がいらっしゃることも、また、当社グループそのものも多くのリソース（従業員、事業所、設備など）が被災地に位置することとなるため、被害を受けたお客様のシステム、ネットワークの全てを一度に復旧することは困難になると考えられます。したがって、グループの事業継続計画では、大地震の場合に、国としてまた社会的に早急な復旧が求められる以下のお客様のシステム、ネットワークを優先して復旧に取り組みます。

- 人命救助に必須とされるシステム、ネットワーク
- 中央防災会議による「首都直下地震対策専門調査会報告」で指定している首都中枢機能を担うシステム、ネットワーク
- 社会のインフラを担うシステム、ネットワーク

### 2. 顧客サービス継続のための対応

#### • コールセンターの切り替え

本社コールセンターが稼働困難になった場合は、関西地区コールセンターへ切り替え、お客様からの問い合わせ対応を継続します。

#### • 商品配送センターの切り替え

本社地区（東京）商品配送センターが稼働困難になった場合は、関西地区の配送センターへ切り替え、商品配送を継続します。

#### • 社内業務システムの切り替え

平常時から本社（東京）センターと沖縄センターとの二重化運用を一部行っていますが、本社センターのみで稼働している社内の重要業務システムが被災した場合は、沖縄センターで運用するように切り替えます。

- **サポートサービス要員派遣システム**

担当要員をお客様のセンターへ派遣させるためのシステムを平常時から運用していますが、災害時には安全なルートを確認した上で、派遣指示するシステムとして稼働します。

- **MCA 無線、衛星電話など通信機器**

本社、支社支店間の非常連絡用に配備しています。

## その他の防災対策

1. 災害対策本部机上訓練
  2. コールセンター切り替え訓練
  3. 商品配送センター切り替え訓練
  4. 社内重要業務システム切り替え訓練
  5. クラウドサービス拠点におけるディザスタリカバリ訓練
  6. 安否確認訓練
  7. 徒歩帰宅訓練
  8. eラーニング研修
  9. 自衛消防隊消防・防災訓練
  10. 緊急地震速報訓練
  11. 拠点間通信訓練
  12. 事務所における食糧・水 3 日分備蓄：全ての事業所に、来訪者分も含め 3 日分の備蓄を配備
  13. エレベータ・サバイバルボックス：エレベータ内非常用ボックス（簡易トイレ、防寒シート、懐中電灯、ラジオ、水、飴、トランプなど）を配備（本社ビル）
- [ご参考：大地震 自衛消防隊チェックリスト](#) > [PDF] (104KB)  
[http://www.unisys.co.jp/csr/governance/pdf/101008\\_jishin\\_checklist.pdf](http://www.unisys.co.jp/csr/governance/pdf/101008_jishin_checklist.pdf)
  - [東日本大震災への対応（2011～2013 年度）](#) >  
<http://www.unisys.co.jp/csr/governance/bcp/bcp.html>